

【障害福祉サービス事業者用】

施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）

令和7年1月現在

区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、施設等運営支援臨時給付金を支給します。本案内をご一読の上、請求してください。

■ 支給対象者

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けており、令和6年10月1日以降、下表の障害福祉サービス事業所を運営する事業者を対象とします。

※ 東京都の実施する「令和6年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金」の支給対象事業所は対象外です。

※ 令和6年11月1日から令和7年3月1日までに指定等を受けた事業者も対象となります。

請求区分	障害福祉サービス
障害者通所サービス	・ 地域活動支援センター
障害者（児）訪問サービス	・ 基準該当居宅介護

支給対象外サービス等

- ・ 指定管理や運営委託により区から受託している事業所・施設
- ・ 補装具費代理受領事業者
- ・ 日常生活用具給付事業および住宅設備改善給付事業を実施する事業者

■ 給付額 施設・事業所の種類に応じて、つぎの金額を給付します。

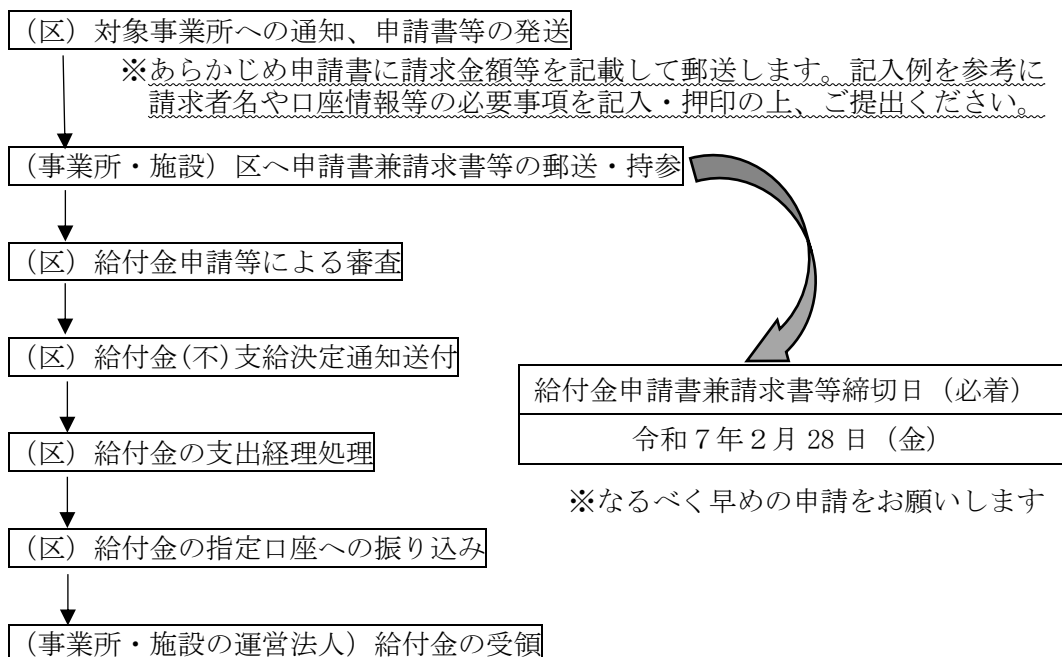
請求区分	計算式
障害者通所サービス事業所	定員1人あたり給付基準額 1,312円×定員数×月数
障害者（児）訪問サービス事業所	1事業所あたり 39,500円

※定員数は、令和6年10月1日時点の利用定員の数とし、11月以降に新規に開設する場合は、指定および登録時の利用定員の数とします。

■ 申請単位

申請する事業所ごとに申請書を作成し、運営法人代表者名で申請してください。

■ 給付金申請の流れ・申請期限



■ 提出書類

- ① 施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書
 - ② 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し（金融機関・支店名・口座名義・口座番号がわかる部分）
 - ③ 委任状（運営法人の代表名義と異なる口座を指定する場合は必要です。）
- ※申請内容の確認のため、そのほかの資料の提供を求める場合があります。

■ 提出先・問い合わせ先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
障害者サービス調整担当課 事業者支援係
(西庁舎1階) TEL: 03-5984-2825

※郵送または持参で提出してください。

郵送での提出の場合、同封の封筒に切手を貼付してご返送ください。

【障害福祉サービス事業者用】施設等運営支援臨時給付金Q&A

質問・回答	
Q 1 : 定員数は、どの人数を記載して申請すればいいか。	A 1 : 令和6年10月1日現在の指定権者等への届出上の定員で申請してください。なお、区から郵送した申請書にはあらかじめ定員数を記載してあります。また、11月以降に新規に開設する場合は、指定または登録時の利用定員の数とします。
Q 2 : 基準該当事業所はどのように申請すればいいか。	A 2 : 基準該当事業所（居宅・重度訪問支援）は、障害者（児）訪問サービス事業所として申請できます。
Q 3 : 申請者は誰になるのか。	A 3 : 支給対象事業所ごとに運営法人の代表者が申請してください。
Q 4 : 給付金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。	A 4 : 原則として、申請法人名義の口座を指定してください。代表者個人名義の口座や法人名義であっても他の事業所の口座は指定できません。 指定できる例) 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 社会福祉法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 運営法人は事業所から遠方にあり、事業所に直接支給してほしい場合等には、委任状が必要になります。委任状はお送りした様式2を使用してください。
Q 5 : 支給対象期間は令和6年10月から令和7年3月とあるが、年度途中で事業所を新規開設、休止、廃止した場合の考え方を示してほしい。	A 5 : ○ 令和6年度途中で新規に開設した場合 ＜通所サービス事業所＞ 開設した月から令和7年3月までの月数を定員1人あたり給付基準額・定員数に乗じて算出します。 例) 令和7年1月1日開設の地域活動支援センター（定員10名）の場合 給付基準額 1,312 円×定員 10 名×3か月＝39,360 円 ＜訪問サービス事業所＞ 開設した月から令和7年3月までの月数を6で割った数を、給付基準額に乗じて支給額を算出します。 例) 令和7年1月1日開設の基準該当施設（居宅）の場合 給付基準額 39,500 円×3か月÷6か月＝19,750 円 ○ 令和6年10月から申請日までの間に、休止期間がある場合 ＜通所サービス事業所＞ 休止期間の月数を6から除いた月数を定員1人あたり給付基準額・定員数に乗じて算出します。 例) 休止期間（令和6年12月1日～令和7年2月28日）がある地域活動支援センター（定員10名）の場合 給付基準額 1,312 円×定員 10 名×（6－3か月）＝39,360 円

<訪問サービス事業所>

休止期間の月数を6で割った数を給付基準額に乗じて減ずる額を算出し、給付基準額から差し引いて支給額を算出します。

例) 休止期間(令和6年12月1日～令和7年2月28日)がある基準該当施設(居宅介護)の場合

$$\text{給付基準額 } 39,500 \text{ 円} - \text{給付基準額 } 39,500 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} \div 6 \text{ か月} = 19,750 \text{ 円}$$

- 令和6年10月から令和7年3月までの間に休止もしくは廃止した場合

<通所サービス事業所>

休止もしくは廃止した月から令和7年3月までの月数を6から除いた月数を定員1人あたり給付基準額・定員数に乗じて算出します。

例) 令和6年12月末日で廃止する地域活動支援センター(定員10名)の場合

$$\text{給付基準額 } 1,312 \text{ 円} \times \text{定員 } 10 \text{ 名} \times 3 \text{ か月} = 39,360 \text{ 円}$$

<訪問サービス事業所>

休止もしくは廃止した月から令和7年3月までの月数を6で割った数を、給付基準額に乗じて減ずる額を算出し、給付基準額から差し引いて支給額を算出します。

例) 令和6年12月末日で廃止する基準該当施設(居宅介護)の場合

$$(\text{給付基準額 } 39,300 \text{ 円}) -$$

$$(\text{給付基準額 } 39,500 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} \div 6 \text{ か月}) = 19,750 \text{ 円}$$

※既に満額39,500円の給付を受けている場合には、19,750円の返還となります。

Q6：申請期限は令和7年2月28日とのことであるが、令和7年2月以降に新規に開設する事業所についての申請期限は。

A6：新規に開設する事業所には、個別に本事業の周知を行うとともに申請期限についても別途設定します。

Q7：施設等運営支援臨時給付金の使途は、電気、ガス代に限定されるのか。

A7：給付基準額の設定は、電気代・ガス代の状況により積算していますが、この給付金の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設の運営経費を賄うためのものであり、不足する経費に充当することになるため、あらかじめ使途を限定しません。ただし、他の特定の目的の補助金を受領する場合、その目的には充当できません。

Q8：給付金の使途は限定しないということであるが、法人(事業所)で会計処理等の記録を残しておく必要があるか。

A8：本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、5年間保管しておいてください。必要に応じて、区から提出を求められることがあります。

Q9：精算は必要か。

A9：不要です。

Q10：令和7年4月以降の給付金の支給はあるか。

A10：現時点では未定です。